

奈良県告示第百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、足田土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十八年七月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	岡島 辰雄	葛城市足田四〇四
〃	西川 賀清	〃 三七―二
〃	赤井 喜三男	〃 五一五
〃	瀬山 和志	〃 四〇〇―二
〃	石田 弘好	〃 五三三―三
〃	吉田 恒弘	〃 三七三
〃	木村 瀧昭	〃 一一六
〃	吉村 伊津男	〃 二〇〇―一三
監事	杉本 隆規	〃 二〇〇―一二
〃	石井 克榮	〃 五四四―三

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	村田 眞文	葛城市足田四〇八―二
〃	田中 英毅	〃 一二二―一
〃	吉川 雅則	〃 二〇〇―一一
〃	福井 康昌	〃 四二四
〃	村井 隆	〃 五三四―二
〃	福井 重昭	〃 五三五―三
〃	斉藤 恵史	〃 五二五―四
〃	西川 雅也	〃 一八
監事	岡島 辰雄	〃 四〇四
〃	赤井 喜三男	〃 五一五